

令和3年7月 10 日
株式会社Kenビジネススクール
Ken不動産研究

このたびは「これで合格賃貸不動産経営管理士シリーズ」をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。下記の書籍につきまして、修正箇所がございます。ご覧いただけますようお願い申し上げます。

■2021 年版 これで合格賃貸不動産経営管理士 要点整理



・62 ページ 改正問題にチャレンジ

問題 7 の 1 行目

(誤) 7 賃貸住宅管理業法第 20 条による賃貸人への提起報告の方法は、書面によることが義務付けられており、メール等の電磁的方法によることは認められていない。

↓ 下線部分を下記のように訂正いたします。

(正) 7 賃貸住宅管理業法第 20 条による賃貸人への定期報告の方法は、書面によることが義務付けられており、メール等の電磁的方法によることは認められていない。

・79 ページ 改正問題にチャレンジ

問題 2 の 3 行目

(誤) 2 国土交通大臣は、特定転貸事業者が賃貸住宅管理業法第 33 条に基づく指示処分に従わない場合、業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができ、情状が特に思いときは、その旨を公表することができる。

↓ 下線部分を下記のように訂正いたします。

(正) 2 国土交通大臣は、特定転貸事業者が賃貸住宅管理業法第33条に基づく指示処分に従わない場合、業務の全部若しくは一部を停止すべきことを命ずることができ、情状が特に重いときは、その旨を公表することができる。

ご迷惑をおかけいたしまして申し訳ございません。何卒よろしくお願い申し上げます。